

大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第29号

大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例施行規則（平成24年規則第17号）
の一部を次のように改める。

第6号様式を次のように改める。

		第 号 年 月 日
<h2>過料決定書</h2>		
住所（所在地） 氏名（名称） 様		
過 料	円	
適用条項	大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例 第 条	
処分事由	客引き行為等防止重点地区における 行為を <input type="checkbox"/> 行ったため <input type="checkbox"/> 委任し、又は命令したため (大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する 条例第 条違反)	
日 時		
場 所		
<p>上記のとおり、過料に処します。 よって別に交付する納入通知書によりこれを納付しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">大和市長 印</p>		

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大和市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。